

犯罪被害者支援弁護士制度検討会（第5回） 議事要旨

1 日時

令和3年3月11日（木） 午前10時30分～午後零時

2 場所

東京地方検察庁教養課会議室

3 議題

意見交換

4 議事等

(1) 論点整理（案）について

事務局（司法法制部）から、以下のとおり、論点整理（案）について説明をした。

ア 論点整理（案）の構成について

本検討会は、現在、日弁連会員の特別会費によって運用されている犯罪被害者法律援助事業について、国費負担によるものとできないかという日弁連の問題意識を受けて設置された。

論点整理（案）では、日弁連の問題意識に対応した形で、第1の検討すべき課題を、「日弁連による委託援助事業の一部又は全部について、これを国費負担とする場合、どのような課題が考えられるか。」として整理した。

他方で、弁護士による被害者支援を充実させる方策として、総合法律支援法上の民事法律扶助等の利便性を高めることが考えられるため、第2の検討すべき課題を、「弁護士による被害者支援を充実させる観点から、法テラスの民事法律扶助等について見直すべき点はないか。」として整理した。

そして、それぞれの課題毎に、本検討会において各委員から示された問題意識、意見に基づき、論点をそれぞれ3つずつ、合計6つに整理した。

イ 現時点の整理結果について

第4回の検討会では、第1案の論点整理（案）に基づいて意見交換を行った。次に、令和3年2月1日に予定していた検討会が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できなかったため、今回の検討会までに第2案の論点整理（案）に基づいて、さらに各委員から意見提出を受けた。今回配布した論点整理（案）は、以上各委員からの意見を反映したものである。

現時点の整理結果については、今回配布した論点整理（案）記載のとおりである。

(2) 意見交換について

ア 論点1について

- 都道府県公安委員会の苦情申出制度に関する記載があるが、この制度は、警察法79条で定められたものである。この制度では、公安委員会は個別の事件についての直接の指揮をしないことを前提としており、捜査中の具体的な事件における警察官の職務執行に対して要望や是正の申入れをすることはできないと思われる。また、この制度は、書面で申出を行い、公安委員会が処理結果を文書で申出者に通知することとなっているため、被害者が自ら問題に気づいて書面を作成する必要がある上、一連の手続に相当程度時間がかかることになる。進行中の具体的な事件では使いにくく、書面のやり取りのため、担当警察官との双方向的な意見交換ができない。この制度が弁護士による被害者支援の代替とはなり得ない。
- 苦情申出制度においては、個別の具体的な事件に関する申出も含めて受理され、被害者からの申出が各警察署において組織的に誠実に受理・処理されているのかを確かめるものとなっている。仮に警察署の対応に不備があれば、公安委員会から警察本部を通して指導を行うこととしており、個別事件に対応できる場面もある。
- 捜査機関が被害者に寄り添い活動するのは望ましいことであるが、捜査機関はあくまで公益の代表者、中立的な立場で活動しており、あらゆる場面において、被害者の立場に立って動ける訳ではない。被害者と捜査機関との間のやり取りも含めて、弁護士が法的知見に基づいて被害者を支援していく形が望ましいのではないか。
- 個別具体的な事件についても、被害者に危機が迫っているのに放置する、証拠があるのに捜査しないなどの場合であれば、警察は国家賠償請求訴訟において不作為責任を問われる可能性があるのであり、警察が被害者の要望を顧慮しないことの抑止になっているはずである。また、警察内部では、監察の制度も存在しており、被害者の申出を受けて調査が行われる体制が整備されており、重大な不作為があれば懲戒処分も行われる。このため、警察が被害者の要望を踏まえて活動するための制度的担保はあると思われる。
弁護士が被害者を支援することが必要な場面、効果的な場面があることは否定しないが、そこに国費を投入するかは別段の議論が必要ではないか。
- 国家賠償請求訴訟において不作為責任を問われる、懲戒処分を受けるという意見があるが、それらはあくまで事後的な対処であり、当該事件における被害者の救済という観点では、制度的担保とは言えないのではないか。
- 国家賠償請求訴訟における責任追及等は、事後的な対処に過ぎないと意見があるが、最終的に責任を問われる可能性があるのであれば、当然そうならないよう行動しようとする契機となると思われる。なお、公安委員会への苦情申出制度はあくまで一例であり、警察においては、苦情を受け付けるための制度が種々あり、警察本部の被害者相談窓口、各種犯罪類型に応じた警察署の相談窓口などもある。警察による重大な不作為等があれば、監察が被害者から直接相談を受けるということもある。こういった相談窓口等での対応は、公安委員会の対応よりももっと迅速だと思われる。

- 被害者の立場からすると、公安委員会の苦情申出制度というのは認知されていないという問題もあるのではないか。
- 日弁連や単位弁護士会の研修実施体制に関する意見があるため補足すると、基本的に全ての単位弁護士会で、被害者支援に際して二次被害を防止するための研修を実施していると認識している。それに加えて、各単位弁護士会では、その時々でトピックとなった、ストーカーやDV等の事案における被害者支援や、関連する法制度等についての研修を実施していると思われる。
東京等の大都市では、講師となる弁護士も多く、頻繁に研修を開催できているが、地方の単位弁護士会では、弁護士が少ないなどの理由で研修が難しいという事情もあるようである。そういう場合は、日弁連の被害者支援委員会の委員から経験のある弁護士を派遣して、基本的に毎年研修を実施してもらっている、相当程度充実した研修実施体制があると思っている。
また、各弁護士は、弁護士となる前に刑事訴訟法等の法的知識は身につけている上、研修所において、被害者支援に関する研修も受けていることから、弁護士の資質が不十分ということはないと思われる。
- 日弁連委員から提出を受けた弁護士会等における研修の実施状況に関する資料を見る限り、研修内容が充実していると直ちに納得できるものではない。また、本来こういった研修内容等は公開されてしかるべきと考えるが、未回答の弁護士会があるなど問題があると考える。また、研修内容を見ても、体系的なカリキュラムがあるとは思えず、この検討会でも何度か議論となったメディア対応についてはほとんど研修が実施されていないという問題もあると思われる。
- やはり国費を投入することを前提とすると、平等に全ての人が一定の質以上の法的支援を受けられるようにすべきだと思われる。そういう法的支援を実施するためには、まずは全国で最低限実施すべき統一的なカリキュラムを整備し、加えてテキストを準備するなどすべきである。そして、各単位弁護士会において、当該地域の実情に応じた内容の研修をプラスアルファしていく必要がある。日弁連委員から提出を受けた資料を見る限り、統一的なカリキュラムはなく、適宜、その時の担当者が調達できる講師を選定して研修を実施しているように見える。
- 日弁連では、被害者支援委員会が中心となって、e ラーニングを使って基礎的な研修を行っており、その内容として、被害者や遺族に対応する際の二次被害を防止するためのもの、被害者支援の制度に関するものなどをアップロードしている。この研修については被害者支援を行う弁護士に受講してもらうようお願いしている。
- 他国の例では、国が被害者支援に関する研修カリキュラムを策定し、研修内容についてもチェックしたり、隨時リバイスやフィードバックを行ったりするシステムが整備されていると聞いている。e ラーニングということだが、実際にe ラーニングを受講している実感としては、なかなか研修として十分なものとはなり難いと感じる。国費を投入して制度化していくに当たって、さらには質の確保に向けた担保としてe ラーニングでは不十分ではないか。被害者支援

の専門弁護士ということが公的に認証される、又は制度的に担保されるというレベルでなければ研修としては十分でないのではないか。

- 委託援助事業に国費が投入されることになれば、国選被害者参加弁護士の場合と同様、名簿に登載する推薦要件などを設けることになると思われる。
- 研修実施に当たっては、全体として統一的なカリキュラムを策定し、全体のカリキュラムの目的や組み立てを明らかにすることで、被害者支援を行う弁護士の質の確保が目に見える形で担保されるようにしなければならない。日弁連が委託援助事業に国費投入をした上で被害者支援を充実させたいと思うのであれば、研修のカリキュラムやその目的を示していく必要があるのではないか。
- 日弁連としては、現状、被害者心理に関する基礎研修をe ラーニングを含め広く準備している。e ラーニングでは、10個程度のカリキュラムを無料で提供し、各弁護士が、事件を受任した際に受講して理解を深め、実務経験を積んでいる。このような体制等からすると、受任時点での研修が不十分だという指摘は当たらないのではないか。
- 被害者としては、担当してもらう弁護士が本当に被害者支援に精通しているのかどうか知りたいと思っているはずである。このため、日弁連においても、研修内容を公開したり、各弁護士の受講歴や全体としての受講実績を公表することで被害者の理解を得るべきではないか。いずれにしても、国の制度として導入するのであれば、一定の標準化された能力、資質、要件を備えていることを担保する必要があると思われる。
- 本検討会で、日弁連の委託援助事業や法テラスによる精通弁護士紹介の結果として、利用者からの苦情はほとんどないと報告があったかと思うが、そういった現状からすれば、日弁連としては、被害者のニーズに対応した支援を提供できているのではないか。
- 被害者の中には、当然、殺人や傷害だけでなく交通犯罪など様々な被害者がいる。どの被害者に対しても十分な対応ができるよう、カリキュラムを策定した上で包括的な研修を実施することが必要ではないか。被害者を支援する場面では、精通弁護士として紹介を受けても、その弁護士が被害者の気持ちや被害者支援にあまり詳しくなかったというケースも少なからずあった。日弁連から提出された資料によれば、研修内容が地域によってばらつきがあり、本当に被害者のために動ける弁護士が全国どこにでもいると言えるのかを感じる部分もある。被害者に寄り添う弁護士の数を増やすためにも充実した研修の実施は必要ではないか。
- 性犯罪に限定して国費を投入すべきか検討するという意見があるが、殺人や傷害、交通犯罪などの被害者はどうなるのか、性暴力・性犯罪被害者を優先して国費を投入していくことで制度としてよいのか。
- 国費を投入するにあたり、国費という制約から全ての被害者に弁護士を選任することは無理でも、まずは性犯罪に限定して支援をしていくという方向性も考えられるのではないか。なお、この意見は、論点2に移動するのが適切である。

イ 論点2について

- 論点4の中に、弁護士による被害者支援を国費負担とする場合、国選被害者参加弁護士制度の報酬及び費用の算定基準と同様に、援助対象等を厳格に定める必要があるとの意見があるが、論点2にも同様の意見があるため、そこに移すべきと思われる。
- 資力を問わず援助の対象とし、かつ償還不要の給付制とすべきとの意見があるが、その根拠は何かを検討する必要がある。いかに裕福であっても償還不要の給付制にすることについて国民的な理解を得られるのか。
- 若年の被害者でも貯金を結構持っているため資力基準を満たさない、性被害によって就労継続が難しいのに委託援助事業を使えないといった方もいる。犯罪被害者は、理不尽に遭うはずのない被害に遭ったのであるから、資力を問わず支援をし、償還不要とすべきではないか。
- 資力を問わず援助をする場合、これは結果として経済的格差や生活上の格差が拡大してしまう。このような経済的格差等が拡大することを前提としても援助を実施すべきとするのか。保育園等の無償化のように資力を問わない援助というものも存在するが、弁護士による援助はそういったものとは性格を異にしており、経済的格差等が発生しても取り組むべきとする説明・根拠が提示できなければならない。
- 被害者の中には、貯金はあるけれど就労継続が困難になることなどを心配して弁護士による支援を依頼することをためらう方もいるとは思うが、それは弁護士費用を償還不要とすることによって解決すべき問題なのか。就労に関して言えば、雇用に対する支援を充実させるべきであり、精神的に不安定となっているのであれば、カウンセリングを無償で提供する支援を強化していくべきということになると思われる。つまり、被害者支援をトータルでどう充実させていくかを考えて行くべきで、弁護士による支援についてだけ資力を問わず償還不要とすることは、全体から見ればバランスを欠くおそれがある。

ウ 論点3について

- 意見の中に、ワンストップ支援センターが被害者と判断した場合に診療費等の支援をしている旨の記載があるが、捜査機関や法律家でない立場で「犯罪被害者」の認定を行っている、行い得るという前提・表現には疑問を感じる。
- ワンストップ支援センターでは、「犯罪被害者」の認定を行っている訳ではなく、性犯罪に限らず、性暴力の被害者に対しても支援を行っている。
- ワンストップ支援センターでは、電話相談から72時間以内に緊急避妊の措置や産婦人科医院への付き添い等の支援を行う必要があり、被害届を出す前、出すことをためらうケースでも支援をしている。このようなワンストップ支援センターでの支援の実情からすると、被害届提出前でも弁護士による被害者支援が必要なのではないか。
- 「犯罪被害者」の認定を厳格にすれば、被害者が必要な時期に必要な支援を受けられないおそれがあるため、その点は留意する必要がある。「犯罪被害者」の認定において刑事手続のプロセスをメルクマールとすることには一定の合理

性はあると思うが、刑事手続は、捜査から矯正段階まで加害者の時間軸で動いている。被害者支援においては、被害者の時間軸でも検討をしていく、つまり刑事手続の節目にとらわれない検討の視点が必要だと思われる。事件によっては、捜査段階の支援が最も重要な場合がある。性被害においては、被害届提出から起訴までの手続が重要であることが多い。

- 結果的に「犯罪被害者」との認定が誤りだった、「犯罪」が認定されなかつた場合に支出された国費をどのように取り扱うかという意見があるが、その取扱い、例えば結果的に「犯罪被害者」と認定されなければ弁護士費用を本人に負担させるという形にした場合、被害届を提出したい被害者がちゅうちょすることがあり得るのではないか。
- 弁護士選任に関し加害者との不均衡が生じるのではないかとの意見もあるが、加害者の時間軸と被害者の時間軸は違うこと、支援が必要な時期が加害者と被害者では違うことを踏まえて検討すべきではないか。
- 捜査機関が被害者の被害申告を適切に受理し、そして、捜査機関が被害者の立場に立って行動する、支援するというのが本来あるべき姿である。弁護士による被害者支援に国費を投入することは、その前提として、要するに、捜査機関は放っておくと被害者に対する適切な支援を行わないということを意味してしまわないか。また、現在も、支援主体は、民間支援団体、ワンストップ支援センター、法テラスなど様々あり、各々が付添支援など様々な支援を行っている。こういった既存の支援を前提にしても、弁護士による被害者支援に国費を投入する必要があるのかと考えた時、相当論点が多いと感じる。
- そもそも弁護士による被害者支援は、何を目的にしているかを考えなければならないのではないか。適切に捜査機関に被害申告を受理してもらうためだとすれば、それは、捜査機関がそもそも信用できないということを前提にせざるを得ないのではないか。
- 被害者が被害申告が難しい理由は多様であり、法律家の援助によって全て解決するものではない。例えば、精神的なダメージが非常に大きいということであればカウンセラーの付添いが必要となり、身体的・知的障害者であれば介助者が必要となり、外国人であれば通訳が必要ということになる。被害申告に至るまでの障害があるから弁護士による被害者支援に国費を投入するというのであれば、同様に被害申告のハードルとなるものについてはおよそ全て国費による支援が必要ということになってしまわないか。

エ 論点4ないし6について

- 損害賠償命令制度等を使い、損害賠償命令等が出たとしても加害者に資力がないと絵に描いた餅になってしまい、全然被害者にお金が入らないケースがある。民事法律扶助を利用した場合、そうであっても立て替えてもらった弁護士費用等を分割で支払う必要があることになる。この場合、現実に加害者から賠償金はもらっていないとも返済を余儀なくされる。こういうケースの場合は償還を免除する必要が高いと思われる。

(3) 今後の進め方について

事務局（司法法制部）から、以下のとおり、今後の進め方について説明した。

今後、事務局において、論点整理（案）に本日委員から出された意見を反映させ、各委員に確認を依頼する。確認を経た後、論点整理の結果として確定させ、法務省のホームページにおいて公表する。

本検討会の設置趣旨は、弁護士による犯罪被害者支援を充実させるための課題等を検討し、論点整理を行うことであるため、論点整理の結果が確定した段階で本検討会は終了する。

なお、参考ではあるが、課題1「日弁連による委託援助事業の一部又は全部について、これを国費負担とする場合、どのような課題が考えられるか。」については、各委員から、弁護士による支援の必要性や国費負担の当否、他の被害者支援団体との関係に加え、犯罪被害者の認定を含む制度設計に関しても様々な指摘を受けており、法務省としては、引き続き慎重な検討を要するものと考えている。

課題2「弁護士による被害者支援を充実させる観点から、法テラスの民事法律扶助等について見直すべき点はないか。」については、各委員から、法改正を含む制度改善・運用改善の様々な提案を受けた。法務省としては、弁護士による被害者支援を充実させる観点から、今後、まずは運用改善について、担当手である日弁連、法テラスと連携しながら検討を進めたいと考えている。